

県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 郷右近 浩

- 1 日時
平成27年1月14日（水曜日）
午前10時1分開会、午前11時23分散会
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
郷右近浩委員長、佐々木茂光副委員長、工藤勝子委員、城内愛彦委員、大宮惇幸委員、
及川幸子委員、高橋但馬委員、五日市王委員、小野寺好委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
菊地担当書記、木村担当書記、小笠原併任書記、菊池併任書記
- 6 説明のため出席した者
県土整備部
佐藤県土整備部長、蓮見技監、堀江副部長兼県土整備企画室長、
及川河川港湾担当技監、佐藤県土整備企画室企画課長、千葉県土整備企画室用地課長、
桐野建設技術振興課総括課長、幸野建設技術振興課技術企画指導課長、
加藤道路建設課総括課長、中村道路環境課総括課長、八重樫河川課総括課長、
小関河川課河川開発課長、加藤砂防災課総括課長、横山都市計画課総括課長、
田村都市計画課まちづくり課長、中道下水環境課総括課長、勝又建築住宅課総括課長、
・村建築住宅課住宅課長、伊藤建築住宅課営繕課長、藤本港湾課総括課長、
箱石空港課総括課長
- 7 一般傍聴者
1人
- 8 会議に付した事件
継続調査（県土整備部関係）
「土砂災害対策の取組について」
- 9 議事の内容
○郷右近浩委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、土砂災害対策の取組について調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、当局から説明を求めます。

○加藤砂防災課総括課長 では、本県における土砂災害対策の取り組みについて、お手元にお配りしている資料に沿って御説明いたします。

資料の1ページをお開き願います。まず、土砂災害対策の現状です。現在、把握している県内の土砂災害危険箇所は、表のとおり1万4,348カ所であり、危険箇所は想定される土砂災害の形態により、土石流危険箇所、地すべり危険箇所、そして急傾斜地崩壊危険箇所の三つに分類され、表のとおりの内訳となっております。

土石流危険箇所は、図のように溪流、いわゆる沢筋から土砂が流れ出てくる危険性のある箇所で、昨年の広島県の土砂災害は、この土石流危険箇所で大きな被害が発生いたしました。また、地すべり危険箇所は、山自体が大きくすべて崩壊する危険性がある箇所で、箇所数としては多くございませんが、発生すると甚大な被害が生じるおそれがあり、最近では平成20年の岩手・宮城内陸地震の際に、磐井川上流部の地すべりで河川がせきとめられる事例が発生しております。さらに、急傾斜地崩壊危険箇所は斜面の勾配がきつく、がけ崩れが発生する危険性のある箇所で、目安は勾配が30度以上の斜面としており、住宅地の背後等で発生する事例が多く、一番身近にある危険箇所と言えます。

これらの土砂災害危険箇所については、資料10ページ、11ページの参考資料1及び2のような内容で県民の皆様公表しているところでございます。10ページ、参考資料1をごらんいただきますと、県内の土砂災害危険箇所事例であり、今御説明したそれぞれの土砂災害危険箇所位置図を市町村ごとにまとめて公表しており、その抜粋したものをここに添付しております。二戸市、岩泉町、そして陸前高田市の位置図の一部でございまして、地図中の茶色や黄色で着色している部分が危険箇所ということでございます。

資料の1ページにお戻りいただきたいと思えます。下段の近年の土砂災害発生状況ですが、最近では平成20年に岩手・宮城内陸地震等により29件、平成22年に21件、そして平成25年は県内陸部の局地豪雨等により29件発生しており、写真はその被災状況でございます。

2ページをごらん願います。土砂災害対策の状況ですが、まずハード対策につきましては、人家5戸以上、老人福祉施設等の要配慮者利用施設、避難所や避難路、公共施設等のある箇所を優先して整備しております。保全人家5戸以上の要整備箇所は、表のとおり全県で3,994カ所あり、これまでに整備が完了しているのは486カ所、整備率は約12%であり、整備完了までには、まだまだ年数を要する状況でございます。このため並行してさまざまなソフト対策に取り組んでおり、重点的に取り組んでおりますのが土砂災害警戒区域の指定で、これは土砂災害防止法に基づき土砂災害発生のおそれがある区域を指定し、住民に注意喚起を図るもので、危険箇所1万4,348カ所中、これまでに3,317カ所を指定し、指定率は約23%となっております。次に、予算措置状況ですが、グラフはハード対策、ソフト対策を含めた砂防関係予算の推移を示しており、平成18年度以降、落ち込みはございますが、おおむね20億円前後の予算規模で土砂災害対策を進めております。

3 ページをお開き願います。ハード対策の取組ですが、まず国直轄事業につきましては、県内の2地区で事業を進めており、1カ所は八幡平山系直轄火山砂防事業であり、平成10年の岩手山の火山活動の活発化を受けて、噴火を想定した土石流対策として、岩手山周辺の40溪流に砂防堰堤等の整備を進めております。右側の図面が対策を講じる溪流であり、図面中央の山頂部を中心に、茶色が直轄事業で、黄色が県砂防事業、その他の着色が治山事業で整備しているところでございます。左側の写真は、一昨年(平成20年)の台風豪雨の際に、岩手山麓で発生した土石流を完成直後の砂防堰堤がとめた事例でございます。またもう一カ所、栗駒山系直轄特定緊急砂防事業実施により、平成20年の岩手・宮城内陸地震の土砂災害対応として、一関市の磐井川上流部で河道つけかえや砂防堰堤等の整備を行っております。事業は、今年度で完了予定となっております。また、県事業につきましても土石流対策としての砂防事業、地すべり対策事業、がけ崩れ対策としての急傾斜地崩壊対策事業等を県内各地で進めており、右の写真はそれぞれの事業の実施事例等でございます。

4 ページをごらん願います。ソフト対策の取組について御説明いたします。まず土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定ですが、先ほど御説明したとおり、土砂災害防止法に基づき、土砂災害発生のおそれがある区域を指定することで被害を未然に防止しようとするものでございます。下段の指定概念図をごらんいただくと、土石流危険箇所と急傾斜地崩壊危険箇所の場合ですが、黄色の範囲が土砂災害危険区域、その内側の赤色の範囲が、より危険度の高い土砂災害特別警戒区域であり、現地の状況把握等を行う基礎調査の結果をもとに、区域を立体的に指定してまいります。指定に伴って、それぞれの区域で取り組む事項、あるいは生じてくる規制等は、ページ中ほどのイメージ画のとおりであり、黄色の土砂災害警戒区域では、地元の市町村が中心となって、警戒避難体制を整備しますし、さらに赤色の土砂災害特別警戒区域では、県が中心となって、土地利用規制や建築物の構造規制等を行います。

5 ページをお開き願います。ページ上段の土砂災害警戒情報の提供ですが、情報は盛岡地方气象台と共同で発表しており、土砂災害の危険度が高まった市町村に対して、掲載事例のような内容で提供し、警戒避難の参考にさせていただくもので、一番右側の図のような危険度が高まっている地域を、より限定的に色分けして知らせる土砂災害警戒判定メッシュ情報の提供も行っているところでございます。次に、ページ下段のがけ崩れ危険住宅移転促進事業ですが、急傾斜地崩壊危険箇所からの住宅移転を支援する事業で、国の補助制度で市町村が実施するがけ地近接等危険住宅移転事業を利用する移転住宅に対して、県が上乗せ補助するものでございます。補助内容は、表に示すとおりであり、これまで釜石市や大船渡市等で12戸が本事業を利用して移転済みでございます。

6 ページをごらん願います。市町村の土砂災害ハザードマップ作成の支援ですが、ハザードマップを作成する市町村に対し、必要なデータ等を県から提供しております。これまでに22市町村で作成しており、掲載事例は釜石市のものでございますが、これを各戸配付、あるいは集会所等に掲示しているところでございます。次に、NPOや砂防ボランティア

との協働による普及啓発活動ですが、掲載写真のように毎年6月の土砂災害防止月間における危険箇所点検パトロール、小中学生を対象にした学習会や現地見学会、さらにパネル展などを実施しており、土砂災害の危険性や警戒避難意識を醸成するための取り組みを行っているところでございます。

7ページをお開き願います。東日本大震災に対応した取組ですが、一つは復興事業に対応した土砂災害危険箇所の情報提供であり、沿岸市町村の復興まちづくり等により、山間部等の新たな土地開発等が見込まれたことから、土砂災害危険箇所の拾い出しの調査を行っております。調査結果は沿岸各市町村に説明し、情報提供しており、高台移転等の計画に当たっては、危険箇所を極力避けていただくよう要請してきたところでございます。掲載の写真地図は、提供した資料の一例で、縮小版のため込み入った表示となっておりますが、黄色や赤色等の線で危険箇所を表示しております。また、応急仮設住宅建設地の土砂災害の危険性等の調査を行っており、適地がなくやむを得ず土砂災害危険箇所に移転せざるを得なかった応急仮設住宅に対しましては、関係市町村や入居者に危険箇所であることを周知するとともに、警戒避難体制の整備をお願いしたところでございます。また、応急仮設住宅の一角に雨量計を設置して、警戒避難の際に活用していただく対策をとった箇所もあり、写真は宮古市の仮設団地への設置事例でございます。

8ページをごらん願います。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正等に伴う対応につきまして御説明いたします。広島県の土砂災害を受けて、ソフト対策推進の柱である土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が改正されました。改正の概要は、ページ上段の囲み書きのとおりでございます。改正のポイントを下段囲み書きの改正に対応した県の取組状況等で御説明をいたします。まず、1点目の基礎調査制度の拡充につきましては、基礎調査は土砂災害警戒区域として指定する範囲を決めるための調査で、調査結果は、区域指定する段階で公表してきたところですが、改正で、区域指定を待たずに調査結果を公表していくことが義務づけられましたので、現在調査済み箇所の公表に向けた作業を進めているところでございます。2点目の土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備につきましては、区域指定した場合は、これまでも市町村の地域防災計画に警戒避難体制を定めることになっておりましたが、改正で明示する事項が具体的に示されましたことから、法令に準拠した整備を改めて市町村に要請してまいりたいと考えております。3点目の土砂災害警戒情報の提供の義務づけにつきましては、先ほど御説明したとおり、既に盛岡地方气象台と共同で情報提供しており、引き続き適切に確実な情報提供に努めてまいります。4点目の土砂災害に係る避難勧告等の解除に関する助言につきましては、市町村から助言を求められた場合に、的確に助言していく必要がありますので、具体的な助言の内容等につきまして、今後検討してまいります。5点目の地方公共団体への援助につきましては、1点目で御説明した基礎調査に関連して、現制度での調査費の国費率が3分の1でございまして、3分の2は県の一般財源を充てている状況であり、国の財政的支援の拡充を要望してまいります。

9 ページをお開き願います。土砂災害危険箇所の緊急周知ですが、広島県の土砂災害発生後、全国一斉に緊急周知を行い、本県でも市町村の協力を得て、ホームページや広報誌への掲載、公民館等への掲示などにより取り組んだところであり、写真はその一例でございます。最後になりますが、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正等に伴う課題と対応につきまして御説明いたします。課題を3点挙げておりますが、1つ目の土砂災害危険箇所の再確認は、現在の土砂災害危険箇所1万4,348カ所は平成12年に把握したもので、経年による地形変化や把握箇所以外での土砂災害発生などもあり、今年度と来年度で再確認調査を実施して、改めてその結果を公表する予定としております。2つ目のマンパワー不足は、現在、震災の復旧・復興業務がピークを迎えており、土砂災害対策業務に割ける人員も限られますことから、外部委託の活用拡大や出先公署単位の業務の集約化等をして対応してまいりたいと考えております。3つ目の基礎調査の予算確保は、先ほどの御説明と重複しますが、調査費に対しての国の財政的支援の拡充を継続的に要望してまいりたいと考えております。

以上で土砂災害対策の取組について御説明を終わります。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○工藤勝子委員 御説明ありがとうございました。それで、まず資料の1ページですけれども、土石流危険箇所、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所とありますけれども、これらの土砂災害危険箇所に建っている住宅の戸数はどのくらいあるのかお伺いいたします。

○加藤砂防災害課総括課長 調査等により人家等は把握しておりますけれども、申しわけございませんが、この場に資料等は持ってきておりませんので、今は御回答しかねます。土砂災害危険箇所が1万4,000カ所以上あり、かなりの人家等も含まれるものと思います。基礎調査の段階で、具体的に家屋の戸数を把握し、その集計した数値が人家の戸数ということになりますけれども、今、手元に集計した資料はありません。

○郷右近浩委員長 それぞれの地域の資料はあるけれども、まとまったものとして今手持ちの資料がないということですか。

○加藤砂防災害課総括課長 この土砂災害危険箇所につきましては、人家が5戸未満、あるいは1戸から4戸、そして1戸未満といったような形で把握しておりますので、単純に例えば1箇所当たり平均で3戸と計算しますと、3掛ける1万4,000カ所ということになりますので、それくらいの規模の戸数になるということでございます。

○工藤勝子委員 市町村は、把握されているのでしょうか。

○加藤砂防災害課総括課長 私どもでも個別の調査により数字としては把握しておりますが、それを市町村には提供してございます。資料がかなり膨大なもので、それを集計したものは今手元ございません。

○工藤勝子委員 説明の最後のほうで今後基礎調査もされるという話がありました。広島県で土砂災害があり、住宅にあのような土石流が流れてきて大きな被害になったわけであ

ります。こういう土砂災害危険箇所が1万4,348カ所ある中で、土砂災害に巻き込まれて被害を受ける住宅の戸数を、ある程度市町村も県も今度の基礎調査の中でしっかりと把握しておくべきではないかと考えるわけですが、その辺についてはどう考えていらっしゃるのか。

○加藤砂防災課総括課長 基礎調査の段階では、危険な箇所の戸数と具体的な建物まで確認いたしますので、それを受けてその結果を、当然市町村なり住んでいる方にお知らせしてまいります。これまでもそういう形で進めてきているところがございます。

○郷右近浩委員長 それぞれの地域の土砂災害危険箇所について、各市町村ごとに把握していると思うのですが、足し算をした形で、後で資料として出していただくことはできるのでしょうか。

○加藤砂防災課総括課長 ただいま確認した上で、時間内に御提示できればと思います。

○郷右近浩委員長 後でもいいのですが。

○加藤砂防災課総括課長 まずは作業いたしまして、できるだけ早くお知らせできるようにいたします。

○工藤勝子委員 それでは、資料の6ページの中で、市町村の土砂災害ハザードマップの作成の支援をやっているわけですが、作成済みの市町村は22市町村ということでありますので、全33市町村のうち、あと11市町村が作成していないということだと思います。未作成の市町村は、こういう危険な土砂災害危険箇所がないと見ているのか、それとも作成がおくれているのか、その辺のところは、県はどう把握されているのかお伺いいたします。

○加藤砂防災課総括課長 残りの11市町村につきましては、ハザードマップの必要性は市町村で認識していただいているのですが、各市町村のそれぞれの都合によって作業がなかなか進んでいない状況でございます。引き続きハザードマップ作成については、避難の際に有効になるので、毎年会議等の場で各市町村に対し要請しているところでございます。

○工藤勝子委員 ある程度、県としても把握しておく必要があるだろうと思いますので、今後作成していない市町村に対して、県が教育的に作成を要請することも考えられるわけです。今後そういうことを進めていくのかどうかについてお伺いしたいと思います。

それからもう一点ですが、東日本大震災津波の関係で、今、陸前高田市でもベルトコンベヤーを使って一生懸命かさ上げの工事を進めています。住民は、今後地震とか大雨があったときに、かさ上げしているところで液状化現象が起きることを非常に心配されているわけです。その辺のところは、県としてどのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○田村まちづくり課長 被災地のかさ上げ工事につきましては、まずかさ上げするところの地盤を調査しまして、やわらかさや液状化現象が起きる可能性を調べます。それから、盛り土する土質を調べ、工法などを決めまして、適正な工法で工事を実施します。例えば

液状化現象があるところはその対策をするのですとか、円弧すべりがあるところは砂ぐいを打つなどといった対策を講じまして工事しておりますので、現在、技術的には大丈夫だと思っております。

○加藤砂防災課総括課長 ハザードマップ未作成の市町村への働きかけについてでございますけれども、作成につきましては、毎年防災担当者等が集まる会議等の場で、県からその都度お願い申し上げている状況でございます。今後とも県として作成を働きかけてまいりたいと考えております。

○工藤勝子委員 もう一点だけ東日本大震災津波の関係でお聞きします。今後、いろいろ防災集団移転促進事業などで、高台に移転しているわけですが、それによって、逆にさらに山崩れや土石流が起きる危険箇所が多くなったと把握されていますでしょうか。それとも、それはないと思っておりますか。土砂災害危険箇所の数字の中に入っているのかお伺いいたします。

○田村まちづくり課長 高台移転についてですが、まず土砂災害危険箇所に指定済みの箇所につきましては、指定済みのところに団地をつくりますので、土砂災害危険箇所の数字に入っております。また、指定が想定される箇所についても当然入っております。市町村におきましては、例えば土砂災害特別警戒区域などにつきましては規制がかかりますので、それを避けて宅地を配置することを基本としています。一部土砂災害特別警戒区域を避けられないところはありますけれども、それぞれの対策を考えながら進めております。

○佐々木茂光委員 今、工藤委員が言われたように、事業と捉えた場合に、現在、復興事業として高台移転を進めており、一方で、防災として土砂災害対策を進めており、現場で事業が重なるわけです。今、高台移転をしているところが土砂災害の指定区域にもなったときに、事業はどのように進められているのか。例えばあくまでも移転事業が終わった後に今度は土砂災害対策の事業を行うのか、それとも一括して同時に進めていくのかどうか。

○田村まちづくり課長 高台移転やかさ上げ工事などの復興まちづくりに係る事業につきましては、市町村が実施しております。工事を進める中で、例えば山を切ったり、盛り土すると土砂災害警戒区域の要件が外れる部分もございますので、例えば先ほどの土砂災害特別警戒区域につきましては、工事が終わった時点で、再度調査しまして解除するというように進めております。砂防事業と復興まちづくりに係る事業を同時にあわせて実施することはないのですけれども、それぞれ意識しながら進めています。

○佐々木茂光委員 現実的に、土砂災害警戒区域の指定が解除される場合と新たに心配な部分が出てくる場合があるわけです。私が心配するのが、復興まちづくりに係る事業と砂防事業について、これはこれ、あれはあれというように別々に進めるのではなく、一つの区域については一つのくくりとして一体的に取り組む考え方で進めていかないと、土砂災害警戒区域が解除されても住民の不安だけは最後まで残ってしまう。事業を進める中で一緒に不安を解消していただけるようにしてもらいたいと思います。

私たちが今直面しているのは昔で言う山津波なのです。今までそういう危険な箇所がずっとそのまま置かれてきたのです。そして、いろいろな気象状況が変わることによって、集中的に雨が降るなどして、当然我々が想定していない異常な量の水が水路を流れるのです。だから、新たに危険が想定される箇所が目に見えてくるので、以前から機会があるたびに指摘してきましたが、例えば流末まで河川の幅を広くするなどの調査もあわせてやっていただきたいと思います。

特に意見を求めるわけではないのですけれども、例えば三陸縦貫自動車道の工事においても、今まで想定していない水が沢々に集中的に流れてくるわけです。その水量が流末までずっと流れていき、土砂災害が想定される部分がありますので、例えば河川対策を含めた流末までの対策について少し注意を向けていただきたいと思います。いずれ、どこまで考えているのか伺います。

○佐藤県土整備部長 高台移転等の復興まちづくりに係る事業と土砂災害対策の関係ですが、先ほど来お話ししておりますけれども、7ページの上段をごらんいただきたいと思います。今まで人が住んでいなかった山のほうに新たなまちができるということで、今お話しがあったように土砂災害の危険が出てくる場所がございます。その部分について、7ページの上段にあるような形で赤線や青線でお示しし、これは土砂災害警戒区域として指定したものではなくて、この辺にまちをつくとすれば、こういう土砂災害の危険がありますということを、私ども平成23年から平成24年にかけて、沿岸の各市町村に説明に回っています。

これはまちづくりを担当する都市計画課と、土砂災害を担当する砂防災害課も一緒に回っております。基本的に、まちづくりをする側ではこの資料を見ながら土砂災害の危険があるところには、家屋を建てない形でまちづくりをしてくださいというようにお願いする形で説明しています。ですから、まちづくりは、土砂災害を全く考えないで単に高台を造成してつくっているわけではなくて、土砂災害の危険を避ける形でまちづくりを進めていただいているところでございます。

その中でも、必ず避けられるわけではなく、どうしてもそのような危険のあるところにつくらなければならない場所もございます。例えば釜石市の花露辺地区等が該当するのですけれども、そのようなところについては、砂防事業で砂防ダムをつくりながら、新たな住宅に土砂災害が起こらないような方法をとっていくということでございます。

もう一つ、さまざまな開発が進む中で流末までの排水について、これも従前から佐々木委員からお話いただいているところでございますが、それらについても一定の基準で、きちんと流末まで排水されるように、行政がそれぞれの事業でしっかりと対応しております。どこかに水を流してしまえばいいのだということではなくて、きちんと流末処理まで考えた形で整備を進めておりますし、今後もそうした考え方で我々も進めてまいります。

○加藤砂防災害課総括課長 先ほどの県内の土砂災害危険箇所の中の人家の数についての御質問がありましたが、説明を改めさせていただきます。1万4,000カ所の人家の戸数

については把握していないということでございます。といいますのは、土砂災害危険箇所の把握自体は2万5,000分の1の地形図から把握しているものでございまして、大ざっぱに人家が5戸以上ある箇所、そして5戸から1戸の箇所、そして人家がない箇所といった大きくりの中でこの地形図上から拾い出しており、具体的な数字は、現段階では把握していないところでございます。今後、基礎調査等を進めていく段階で、実際の戸数の把握を進めていく形です。

○及川幸子委員 土砂災害危険箇所ですとか、その状況が示されたわけですがけれども、広島県の土砂災害を見ますと、私は大変予算が少ない中で、これは緊急の課題ではないかと思えます。岩手県でも人命が失われております。そういう中において、私どもは釜石市などもしばらく前に視察しております。資料の最後のページに土砂災害危険箇所の地域が示されておりますけれども、東日本大震災津波で被害を受けたところはすごく土砂災害危険箇所が多いですね。それで、土砂災害対策施設整備率が2割に達していないという驚くべき数字を見ました。予算が少ない中で大変だとは思いますが、この土砂災害対策施設整備率が2割に届いていない整備状況を見て、今後整備をどのように進捗していくのか。もっと早く進捗するためにはどのような手立てをしていくのかをまずお伺いいたします。

○加藤砂防災害課総括課長 資料の2ページにございますけれども、4,000件近い整備箇所に対してまだ整備済箇所数が486カ所ということでございます。今、御指摘がありましたとおり、かなり数字的に膨大な箇所がまだまだ引き続き残っているということでございます。先ほど御説明したように、優先度をつけながら、現在作業を進めている状況でございますが、1カ所億単位の予算がどうしても必要であり、物理的にも一気に進捗を図っていくことはなかなか難しい状況でございます。

予算もかなり確保しながら進めてはおりますけれども、一気に工事自体が進まないこともありますので、まずは優先的に緊急度の高いところから進めていくのが現状での対応と考えています。ハード対策につきましてはかなり厳しい状況ではございますが、徐々に進めていく形になると思います。先ほど御説明したように、ハード対策がある程度進んでいくまではソフト対策でカバーしていく状況であると考えております。

○及川幸子委員 予算がなかなかつかない難しい事業であるということは重々わかっております。しかしながら、この整備を間違えますと、大変危険であり、人命も損なわれるということでございます。そういう中において、予算がつかないところは、防災という意味で何かあったらすぐ避難するというソフト対策については、各市町村はどうなのでしょう。全県を見て、防災ということに対する意識はどうでしょうか。

○佐藤県土整備部長 先ほど申し上げましたけれども、土砂災害に対するハザードマップや警戒体制をつくっていない市町村もある状況でございまして、やはりそれぞれの市町村のさまざまな災害の履歴、あるいはそれぞれの市町村の人員体制によって、しっかりと対応できているところもありますし、まだそこまで至っていない市町村もあり、必ずしも一様ではないということも事実だろうと思っております。

必要なときに避難勧告、避難指示を出せる、あるいはそういったときに避難所などがしっかり確保されている体制が非常に重要なのだと思っています。この部分については、市町村が主体でやっていかなければならない部分なのですが、私どもは必要な情報をしっかり出す。あるいは、ここが危ない、こういう土砂災害が起こる、あるいはこういう洪水被害が起こるといったハザードマップをつくるための基本的な情報を確実に提供しながら、まずは県内全ての市町村で避難がしっかりできる体制がとれるように進めていきたいと思っております。

○及川幸子委員 引き続きそのことは推進していただきたいと思います。国に対して予算がつかないということですが、働きかけは今後どのようになさっていくのかお伺いいたします。

○加藤砂防災課総括課長 国でも土砂災害に対しましては、予算確保に努めていただいているところでございますけれども、まずは広島県の土砂災害を受けて、国からは、まずは土砂災害警戒区域の指定やできるだけ事前に土砂災害危険箇所を周知するといったソフト対策に力を入れるよう指導がございます。あわせて同時並行的にハード対策を進めていくということですので、これまでもいろいろ県として施設整備が必要な箇所を国に要望しているところでございますけれども、できるだけ事業化できるよう国に要望してまいりたいと考えております。

○城内愛彦委員 私も何点かお伺いしたいと思います。以前このことについてお伺いした経緯もあります。実際この土砂災害対策施設整備率が12.2%ということなのですが、今の予算ベースでいくと、全ての箇所を整備するには何年ぐらいかかると考えていらっしゃるでしょうか。

○加藤砂防災課総括課長 大ざっぱな数字を申し上げますと、残り3,500カ所ほどあり、1カ所平均大体2億円前後の事業費がかかっているもので、単純に3,500掛ける2億円で7,000億円、少なくとも5,000億円以上の事業費を要するということになり、それを現在の予算で割り返しますと膨大な年数を要するという状況でございます。

○城内愛彦委員 100年以上かかるという話も以前聞いたのですが、多分それぐらいになるのだらうと思っています。そういう中で、佐藤県土整備部長がおっしゃったとおり、逃げる、避難をさせるというのが第一だと思います。近年、局所的に大雨が降ることにより想定をしていなかったところに土砂災害が起きています。去年だと一般国道106号の区界地区で局所的に大雨が降りまして、不通になっており、主要な道路に対する危険性があると思います。そういうことも含めて情報の早期の提供というのが大事にならうかと思っております。

避難所も、ただ学校がいいとか、公民館が大丈夫だとかいっても、周りを見ると結構危険そうな場所、沢々や急傾斜地が背後にあったりする場所がたくさんありますので、各市町村での担当にならうかと思っておりますけれども、避難所もなるべく安全な場所に確保できるような方策について、ぜひ県の指導の中に入れてほしいと思うのですが、その辺はどうで

しょう。

○加藤砂防災課総括課長 土砂災害危険箇所等の周知等につきまして、土砂災害の関係も含めて総合防災室と常に連携して対応しておりますし、安全な避難所等の設置につきましても、これまで情報提供をしながら安全な場所に確保していただく取り組みを進めているところであり、今後も進めてまいりたいと考えております。

○城内愛彦委員 もう一つお話しします。土砂災害が起きる条件の中にあることなのですが、県内の山が荒れていて木材が安かった時代があって、端材を全部処理をしないで山に捨てそのまま山が荒れ状態になり、それが大雨によって流れて土砂災害あるいは地すべりが起きやすい状況ですとか、取りつけ道路をそのままにしておくなどの実態があります。まさに人災だと言われるのです。皆さんがこういう荒れた山を見て、雨が降ると絶対に洪水になるという話をしています。実際の状況はそのとおりになっていますので、関係課と連携をして、そうならないように指導することが必要だと思います。

一方で、砂防ダムをつくっても、そのような状況があつてすぐに埋まってしまう。埋まってしまうと砂防ダムとしての機能は終わってしまうという悪循環があると私は思っています。少ない予算で重点的に土砂災害警戒区域を指定して土砂災害対策施設をつくっていくわけです。長もちをする砂防ダムや安心、安全に暮らせるような環境の実現に向け、知恵を出し合えば土砂災害を減らす方法があると思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○加藤砂防災課総括課長 山の関係につきましては、私どもも毎年治山担当の部局と調整会議の場で事業の進め方、あるいはいろいろな情報交換をしているところでございます。治山は、山の荒れを防止する事業でございますので、城内委員からお話があったような状況に対しても、治山整備もそれなりに対応していただけるものと思っております。私どもからも、そういうお話につきましては情報提供しながら、できるだけ山の土砂の流出が削減できる方向性で工事を進めていきたいと考えております。

○城内愛彦委員 いずれ連携をして、やはり避難することでありまして、行政ができることとすれば避難所について安全な場所を確保することが大事だと思うので、ぜひ自分たちが所管する範囲だけやるということではなく他の関係部局と連携をして、被害を少なくする方向で頑張っていただきたいと思っております。佐藤県土整備部長、いかがでしょうか。

○佐藤県土整備部長 自然災害の対応につきまして、今、城内委員から御指摘がありましたように、一つ一つの部署がばらばらにやっていたのでは対応できないことは全くそのとおりで思っております。県でも総合防災室や県土整備部、関係部局がございます。しっかり連携しながら、あるいは本当に被害が大規模なときには国からの支援、具体的な避難体制等の構築を担う市町村としっかり連携しながら取り組むことが大事だと思っておりますので、引き続きそういった思いで取り組んでまいりたいと思っております。

もう一つ、先ほど砂防ダムがたまってしまつてしまうと効果がないという御指摘がございましたけれども、たまったあとの効果というものを砂防ダムは持っておりまして、つくった直後

は空で、どんどん流れてくる土砂をため、下流に流さない効果があります。たまった後のものにつきましては、たまったことによって周辺の山すその浸食を防ぐ、あるいは上流から流れてきたものが砂防ダムのところで傾斜が緩くなりますので、そこで勢いがなくなるなど、たまった後の効果もございます。我々がきちんと管理してないから、たまったままの砂防ダムがあちこちにあるということではなくて、たまった後もきちんと効果は持続するというところでございます。必要なときには、緊急にたまった土砂をあけて、ポケットを持たせる、そういうことは、平成20年の岩手・宮城内陸地震のときにもやっておりますし、状況に応じながら砂防ダムを活用していくということでございます。

○高橋但馬委員 今回の城内委員の質問とも重複するのですが、土石流を抑える砂防ダムがあるのですが、例えば砂防ダムが埋まった状態で、もしかしたらその後にしゅんせつが必要な箇所もあると思います。資料の2ページの土砂災害対策施設整備率の表の中で、この整備済箇所数に埋まったところも入っているのでしょうか。また、入っている場合、しゅんせつしなければいけない箇所は県で把握しているのかどうかお伺いします。

○加藤砂防災害課総括課長 整備済箇所数の中に、これまでつくった砂防ダム全てが入ってございますので、土砂で埋まっているダムも含まれることとなります。土砂が埋まった状態になっているダムのしゅんせつにつきましては、その都度各事務所でパトロール等を実施しておりますので、満砂状態によって、仮にまた土砂の流出の懸念がある箇所については当然土砂を排除する工事等を行います。具体的な箇所数は把握していない状況です。

○高橋但馬委員 8月9日の豪雨のときも狭隘なところにある旅館の上の県の施設をしゅんせつしてもらったおかげで何も起こらずに助かったこともありまして、その辺は市町村とも密に連携をとって、常に土砂災害危険箇所を把握するように努めていただきたいと思います。

あともう一点なのですが、急傾斜地崩壊危険箇所についてなのですが、ハザードマップを作成して、この箇所は土砂崩壊するおそれがあるということで注意喚起をして、まずソフト面からなるべく避難をさせるように努めるということは、やはりとても重要なことだと思います。また、こういう危険な地域ですから、住宅を建てるのは避けたほうがいいというような注意喚起も必要だと思うのですが、それ以前に、その場所に民家も含めて建っているものがあると思うのですが、そこに対しては県としてはどのような取り組みをしているのでしょうか。

○加藤砂防災害課総括課長 土砂災害警戒区域の指定なり、土砂災害危険箇所の拾い出しをする以前からあった住宅につきましては、当然住んでいる方に土砂災害危険箇所である旨を周知するなど広報等を通じてお知らせしている状況でございます。特に個別の住宅に対して何か対応しているかという点、そういった対策は特にしてございません。ただ、ある程度、本当に危険な箇所、例えば土砂災害特別警戒区域などの指定をされた場合には、先ほど申しました移転する費用に対して、補助する事業がございますので、場合によっては、そういった事業を活用していただく取り組みをしているところです。

○高橋但馬委員 ありがとうございます。移転のときに補助があるということもお聞きいたしました。それで、そこにもともとあった宿泊施設や、観光客などがいらっしゃる場所が急傾斜地崩壊危険区域に指定された場合に、その価値が下がると思うのです。というのは、やはり危険な箇所だと指定されたわけですから、それによって観光客はそこに行くのに一歩引いてしまうと思うのです。そういった場合に対して、県として何か対策は考えているのでしょうか。

○加藤砂防災害課総括課長 先ほど申し上げましたような注意喚起等以外の対策は私どもでは実施してございません。

○佐藤県土整備部長 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により土砂災害特別警戒区域等の指定をする際には、今のような疑問はよくございました。これに指定されたから危険なわけではなく、もともと危険なわけです。このことについて、我々はこれまで説明してきています。我々は我々でハード整備に努力しますが、これに指定されたがために価値が下がる、危なくなったということではなく、もともとそういう危険な場所だということを引きつり皆さんにわかっていただいて、警戒避難体制をつくっていただくことによって危険が軽減し、少しは安全になるということなのだと思います。

そういう意味で、これに指定したことによって資産価値が下がって、そこに補填するというのではなくて、もともと危なかったのをきちんと対応できるようになったと理解していただきながら、我々は我々でやれることはやっていきますし、当該市町村あるいは当該施設の所有者の方、そこに住んでいる方々も、それぞれできることをやっていただくことが、土砂災害から身を守る方法だと思っております。そこは御協力を求めながら取り組んでいきたいと思っております。

○高橋但馬委員 ありがとうございます。いろいろ私の事務所にも御相談がありまして質問しましたが、いずれこういうマップを作成することは注意喚起をさらに軽減させるためにとっても必要なことだと思いますし、県としても、国にさらに積極的に働きかけをして予算をとっていただいて、急傾斜地崩壊危険区域への対策に係る事業がきちんとできるようこれからも取り組んでいただけるようお願い申し上げまして、終わりたいと思います。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかになければ、これをもって土砂災害対策の取り組みについて調査を終了いたします。

この際、執行部から水門・陸閘等の操作・運用方針について発言を求められておりますので、これを許します。

○八重樫河川課総括課長 水門・陸閘等の操作・運用方針について、お手元にお配りしている資料により御説明申し上げます。

要旨としましては、東日本大震災津波において、水門・陸閘の閉鎖作業を担う 48 名の消

防団員が犠牲になったことを踏まえ、海岸管理者である岩手県及び市町村は、操作員の安全の確保を目的に施設の統廃合、常時閉鎖運用の推進等による閉鎖作業対象施設の徹底的な削減に加え、なお閉鎖作業が必要となる施設については、自動閉鎖システムによる操作の遠隔化を図ることとしていることから、この内容について説明申し上げるものでございます。

1の水門・陸閘の操作・運用方針についてですが、(1)、背景としましては、震災において多くの消防団員が犠牲となった事実を踏まえ、平成23年10月に水防法、平成26年6月に海岸法が改正され、水防団員の安全の確保が明記されたところでございます。県では、県内で48名の消防団員が犠牲となった事実を踏まえ、関係法令の改正に先んじて、平成23年8月に策定した岩手県東日本大震災津波復興基本計画に、操作員の安全確保を図るため操作の遠隔化、通信・電源の多重化を図ることを明記したところでございます。(2)、水門・陸閘の操作・運用方針についてでございますが、基本的な考え方としては、岩手県東日本大震災津波復興基本計画を踏まえ、操作員が現地へ向かうことのないような体制のもと、安全かつ迅速・確実に水門・陸閘の閉鎖が行われるよう確保するということとしております。具体的には、第1に、乗り越し道路に代替するほか、統合や廃止を行うことにより、陸閘数を削減することとしております。震災前の773基の施設のうち、約330基を削減することとしており、震災前の無堤区間の整備等、防潮堤延長の増に伴い、新設となる約80基と合わせ、震災後の施設数は約530基を予定しております。第2に、小規模水門のフラップゲート化、利用頻度の低い陸閘の常時閉鎖等を行うことにより、操作の対象施設数の削減を行うこととしております。約530基の施設のうち、約290基をフラップゲート化、常時閉鎖等を行い、操作の対象施設数を削減することとしております。これら操作対象施設の削減を行った上でも、なお閉鎖作業が必要な施設については、自動閉鎖システムによる操作の遠隔化を行うこととしております。

次に、2ページをお開き願います。2の水門・陸閘等の操作の遠隔化についてでございますが、(1)、基本的な考え方としましては、将来の維持管理も見据えた、信頼性が高く、堅牢な自動閉鎖システムを構築し、安全かつ迅速・確実に、水門・陸閘の閉鎖が行われるよう確保することとしております。具体的には、1)ですが、津波警報等を契機とした自動閉鎖を基本といたしております。これは、国が発令する津波警報を契機として、自動閉鎖システムから自動で操作対象施設に閉鎖命令を送信し、閉鎖を行うものでございます。

2)ですが、自動閉鎖が行われなかった場合等には、遠隔手動操作により閉鎖を行います。これは、自動閉鎖が行われなかった場合等のバックアップとして、自動閉鎖システムから、各操作対象施設に、県から委託を受けた市町村が遠隔手動操作により閉鎖を行うものでございます。3)ですが、自動閉鎖システムが常に正常に機能するよう必要な装置の設置及び保守体制を確立いたします。これは、自動閉鎖システムの故障・不具合を早期に発見し、修復するため、動作確認試験を毎日1回、定時に自動で実施する自己検査機能を付加することと、故障・不具合の早期修復及び異常時の緊急点検等を行うため、保守管理・

点検業務等の年間契約を行うことにより保守体制を確立するものでございます。4)ですが、避難に関する万全な安全対策等を実施します。これは、避難者が安全で円滑に避難できるように挟み込み防止施設、遮断機等の安全施設、サイレン、拡声放送等の警報施設、誘導看板、避難階段等の避難誘導施設を周辺の状況を勘案して設置するものでございます。5)ですが、円滑な避難を促すための住民等への周知・啓発を図ります。これは、周知看板、避難訓練及び防災教育等のソフト対策を講じ、自動閉鎖の周知・啓発を図ってまいるのでございます。6)ですが、自動閉鎖システムの整備・管理は、県が主体に実施する方向で調整します。これは、操作対象施設本体及び付属施設以外の自動閉鎖システムについては、県と市町村の共同施設となることとございますので、信頼性の確保、整備水準の統一化に配慮し、県が整備・管理する方向で、市町村等と調整するものでございます。なお、費用については割り当てとすることを想定しております。次に、(2)、自動閉鎖システムの概要についてですが、通信手段については衛星回線を基本とし、電源については商用電源のほか、非常用発電機等の予備電源を設置することとしております。遠隔手動操作については、市町村の庁舎等のほか、県の合同庁舎及び県庁において操作可能とし、広域監視カメラ等については、状況に応じて設置することとしております。なお、4ページに参考としまして、ただいま御説明した自動閉鎖システムの概要を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。次に、(3)、県の遠隔化の意見聴取状況についてですが、ただいま御説明申し上げました県の遠隔化方針については、通信設備分野、リスクマネジメント分野の5名の有識者、補助事業の所管庁である農林水産省、国土交通省の担当者、沿岸市町村の首長に説明を行っており、特に異論はなかったものであります。

次に、(4)、他県の状況についてですが、被災3県については、宮城県、福島県とも遠隔化を進める予定と聞いておりますが、具体的な検討は岩手県が先行してございまして、宮城県、福島県ではまだ検討を始めた段階とのことであります。なお、全国的には、静岡県が先進的に遠隔化を進めており、本県の検討に当たっては、自動閉鎖等、静岡県の考え方を参考としてございます。

次に、3ページをお開き願います。3、今後の方針についてですが、当面としましては、2月4日に開催を予定してございます津波防災技術専門委員会への報告を予定しております。工事については、平成27年9月定例会への提案を予定しており、運用開始は、早い箇所は平成28年度を予定してございます。今後、防潮堤整備の進捗にあわせ、順次運用を開始する予定としてございます。

以上で説明を終わります。

○郷右近浩委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○佐々木茂光委員 確認になるのですが、国が発令する津波警報と水門が連動するという理解でいいですか。

○八重樫河川課総括課長 国からは津波注意報、津波警報、大津波警報という種類のものが発令されます。それが国からの全国瞬時警報システムで各自治体すべてに通信されます。

が、それを合図の信号として県が取り込んで、自動的に水門等の閉鎖に直結すると考えていただければと思います。

○佐々木茂光委員 確認したいのは、その送信を受けて水門を遠隔操作するためには、人が中に入るわけですか。それとも人が入らなくてできるのですか。

○八重樫河川課総括課長 ただいま申し上げました閉鎖に係る作業には、人を介さないということになります。津波に関する気象情報は信号として発令されると、システムによって自動的に即水門が閉まることもできますし、何分後に閉まるというように設定することも可能なのですが、詳細については、今後、また市町村と協議をしながら決めてまいりたいと考えております。

○佐々木茂光委員 私は情報を通信するシステムのことまではよく承知してないのだけれども、確かに、人が中に入らないということは非常にいいことだと思う。ただ、出てくる情報の度合いによって、門扉のいろいろな操作が連動してくるということになると、一連の操作の中に人の目が入らないわけです。例えば津波が来ると言っても、地域によってはなかなか避難もできないでまだ残っている人たちがいることもある。気象情報が出て大丈夫だろうという人たちが避難しなかったり、逃げおくれた人たちが実際出ることも考えられる。これは水門だけ捉えれば操作に直結するから操作員を守ることができるのはわかるのだけれども、それぞれ地域によって情報を受ける際の状況は違うと思うのです。例えば市町村には地元の消防から何時に津波が何センチ来るなどの情報が送られると思いますが、その周りにいる人たちが見ている避難などの状況が各地域で一致しない中で自動的に操作されるということに問題はありませんか。

○八重樫河川課総括課長 施設は自動的に動くわけですが、例えば施設の中の海側で仕事をしている方、観光している方、いろいろいらっしゃる場合があります。一番過酷な状況として私が考えているのは、真冬の厳冬期の真夜中に震度6が襲い、まず人が稼働できない状況です。例えば正月に帰省された方とお酒を飲んで、かなり酔っぱらって寝ているような状況に津波が来たときでも、まずはシステムが作動し施設が確実に閉まることを確保したいというのが一つあります。こういう場合は、恐らく沿岸部で作業されているのは、朝の漁獲のための漁師などの方に限られるとは思いますが、そういう状況もある。あるいは日中、例えば観光でいろいろと水際に人が出られているようなときにそういうことが起こる可能性もある。そのときに、どちらの場合にも自動的に閉鎖作業が始まることになります。

一番重要なのは、この自動閉鎖システムをまずあしたから始めるということではなくて、これからつくっていったって、早いもので平成28年度からの運用となりますが、その間に市町村、それから県民、市民、町民、村民の方、皆さんに説明をしていったって、こういうルールでこれからの操作が行われますというお知らせ、啓発をまず行っていくことです。例えばいいかわかりませんが、今、交通安全というのは、全国民ができます。踏切では一時停止します、赤信号では停止します。このように津波避難ルールを文化として普及することに

ついて、我々の部局と農林水産部、それから総務部が連携してあわせて一体となって進めていかなければならないと思っております。そういった対応で、避難者に関するソフト対策も含めて安全な避難、安全な閉鎖を確保してまいりたいと考えております。

○**及川幸子委員** 本当に御努力に感謝申し上げます。東日本大震災津波から4年近くなりますけれども、この水門・陸閘等の操作運用ということを大変望んでおりました。大変な努力だったと思います。そういう中において、今もお話にあったのですが、訓練を行うということですが、同じ時間を設定して全部まとめて訓練をやるということでしょうか。

○**八重樫河川課総括課長** 訓練の具体的な構想はまだ持ち合わせてはおりません。これから市町村とも相談しますが、訓練は同時ではなくてもいいと考えております。例えば津波警報が発令されてそれを受診した場合には何分後から閉鎖動作が始まるということをご共有認識とすることが必要でして、それをシナリオとして各管内や、各市町村単位などで行うことは可能だと考えておりますし、それを例えばもっと啓発性の高いように、全区域が一体となって行うことも不可能ではないと考えておりますが、特にそこはまだ構想としては持っておりません。

○**及川幸子委員** 4年前のあの状況下の中で、48名の消防団員がお亡くなりになったということですが、住民を避難させる誘導を優先して自己犠牲の精神で亡くなった方もいらっしゃると思います。48名の方が水門の開閉のために亡くなったということなのでしょうか。

○**八重樫河川課総括課長** 消防団の方は90名の方が亡くなっております。そのうち、避難誘導活動の中で、水門の操作に携わったであろうという方が48名いらっしゃったということですので、水門を操作している間に巻き込まれたということではないというふうに聞いております。

○**及川幸子委員** 消防団員に関係あることですので、総務部とも連携しながら今後取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

この際の発言ですが、今年度、雪が多いようだったのですが、随分解けました。そういう状況の中で、今年度、除雪車が余り出動する機会がなかったということですが、今の状況をお知らせいただきたいと思います。

○**中村道路環境課総括課長** 今年度の除雪の件でございます。平成26年度の除雪の予算は28億5,000万円計上させていただいております。その中で、1月10日現在、約19億円の執行見込みの状況となっております。予算に対しては約7割の執行状況になってございます。

○**及川幸子委員** 予算に対して7割ということは、あと3割しかないということで、例年に比べてその執行状況はどうかお聞きします。

○**中村道路環境課総括課長** 昨年度の除雪に関しましては、決算額で43億8,000万円ということで、史上最高の除雪費となっております。昨年度における1月10日の執行状況でございますと、昨年度の予算額が27億6,000万円、それに対して、1月10日現在で16億5,000万円の執行状況でございました。ということで、今年度と昨年度を比較しますと、

今年度約 19 億円ということですので、昨年度よりも 2 億 5,000 万円ほどふえている状況になっております。御承知のとおり、昨年度と今年度の降雪の状況を見ますと、今年は降り始めが大変早いことにより昨年度よりは除雪費の執行状況がふえている状況でございます。

ただ、これだけは天気の状況によりますので、今後どうなるかということに関しましては、天気の状況を見ながら対応していく形になるかと思えます。今後、予算の増額については、やはりどうしても必要になってきますので、時機を逸しないように財政当局と協議を行いまして、受託者への支払いに支障がないように対応してまいりたいと考えています。

○**城内愛彦委員** 水門、陸閘のことで確認を含めてお伺いしたいのですけれども、資料の 1 ページに、統合や廃止を行うことにより陸閘数を削減するとあり、下のほうを見ると 100 基を常時閉鎖するようですが、このことについては、現場の市町村とやりとりはしているのか。あわせて利用頻度の低いところは廃止する方向ということですが、利用頻度というのはどういう尺度ではかっているのか。必要だからこそそこに水門や陸閘が整備されたと認識しているのですが、その辺の市町村とのやりとりも含めて、今後の進め方についてお伺いします。

○**八重樫河川課総括課長** 施設の統廃合につきましては、まず一つは、道路を門扉でふさいでいる施設である陸閘について、道路を上げて防潮堤を越しておりていくということが可能かどうかということがあります。それから、そういったものが 2カ所あった場合、どちらかを廃止して、一つにまとめられないかということが一つあります。こういうことを総合的に勘案して、市町村とすべて協議をし、さらに海岸管理者は建設海岸、水産海岸、農地海岸、林野海岸と 4 省庁に分かれてありますが、それぞれの管理者と協議して進めてきております。そういった乗り越しと統廃合でまず減らせるものは減らすということでございます。

それから、廃止というのは、一つのほうに集約された場合に、もう一つのほうが廃止になるということでございます。また、常時閉鎖という説明をさせていただきましたが、これは、例えば 2 車線の県道などの交通量の多いところの陸閘はいちいち閉じられないということで、これはふだん開けておき、有事のときに閉まる自動閉鎖とします。そうではなくて、利用者は少ないけれども、そこを通らないと非常に遠回りで不便なところには陸閘はつけますが、例えば自動ドアのように通るときだけボタンを押して開け、通り終わったら閉まるというように、ふだん閉まっている使い方を常時閉鎖という整理にしておりますので、使わないということではないと御承知いただきたいと思えます。

○**城内愛彦委員** 今の説明でわかったのですが、今回既に防潮堤を含めていろいろな施設について、工事の発注をしています。これらの工事との整合性があるのかということと、こういう方針を示すことによって、改めて県の負担や、現在の復旧事業との整合性はどうかということになるのかお伺いしたいと思います。

○八重樫河川課総括課長 ただいま進めております水門・陸閘等に関する工事につきましては、まず本体と扉体の工事を発注しております。それに加え、例えばウインチやモーターなど扉体を動かすための機械までの発注になります。今回のこの方針を踏まえて、ことしの9月定例会に提出を予定している工事については、それを動かすための通信、信号施設ということですので、現在進めております水門・陸閘等の設備には直接影響はありません。これまでどおり水門・陸閘等の工事は進めて大丈夫というように御承知いただきたいと思えます。

○城内愛彦委員 水門、陸閘等の統廃合も含めて、今の発注の中には織り込み済みであるということではないのですか。

○八重樫河川課総括課長 統廃合については、当初の発注がそれぞれ標準断面設計等で行っておりますので、協議等が成立したのちに、設計変更等で対応はできておりますので、必ずしも合致しているものではありませんが、その都度、対応はできていると考えてございます。

○郷右近浩委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかになければ、これをもって本日の調査を終了いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。